

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年6月

 Prored Partners

株式会社プロレド・パートナーズ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,620,525千円（見込額）の募集及び株式635,500千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式381,300千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年6月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社プロレド・パートナーズ

東京都港区芝大門1-10-11芝大門センタービル4階

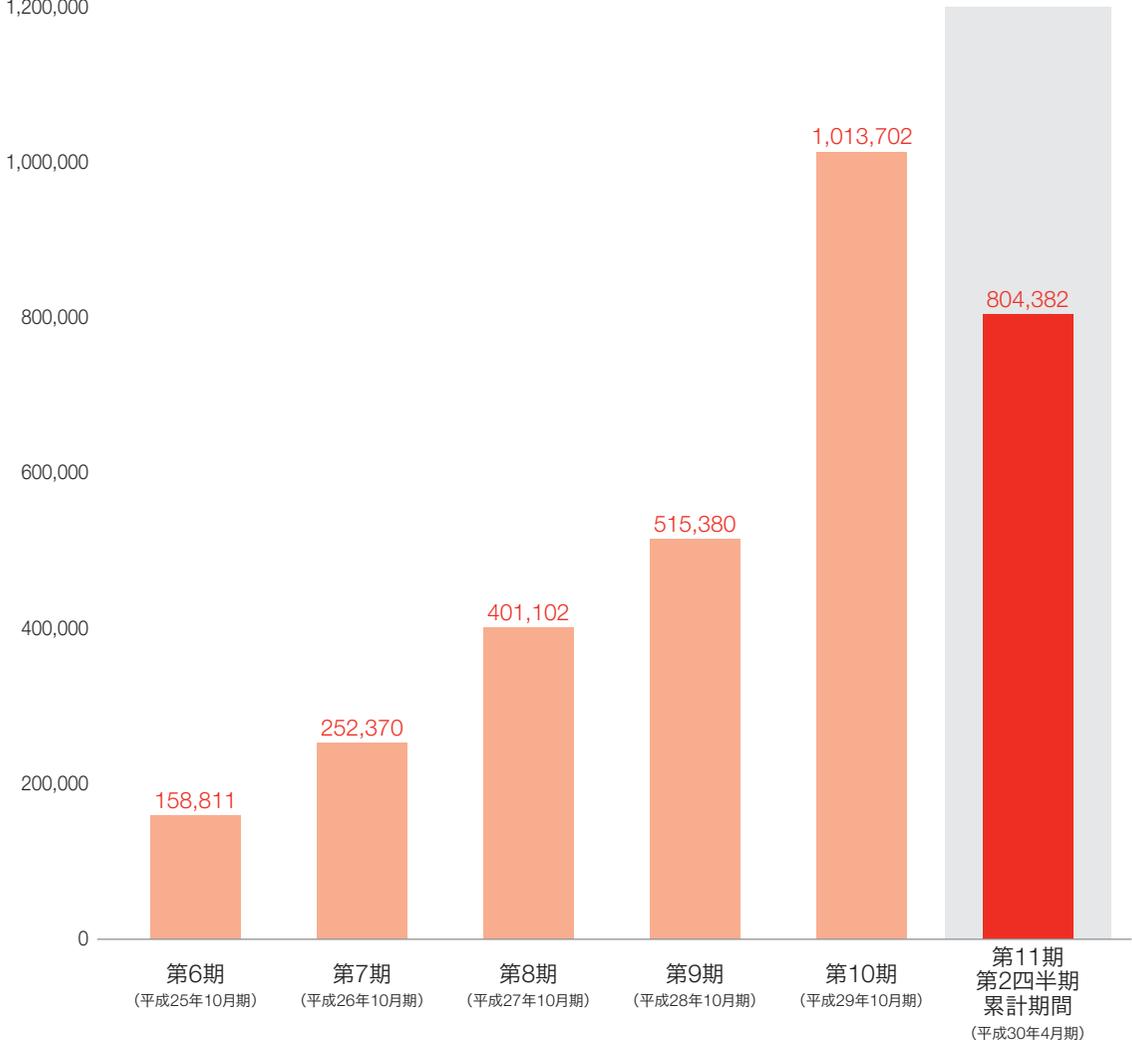
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は、経営ビジョンとして「価値＝対価」を掲げ、「提供する価値と対価が一致した社会の実現」を目指すべく、社会の格差をなくし、人々の生産性を高め、創造性を解放し、世界中の意思決定を支えるプラットフォームを作りあげたいと考えております。当該ミッションを果たすために、戦略コンサルティングファームで提供されている主な経営コンサルティングをパッケージ化し、企業再生ファンドや大手・上場企業に成果報酬型のコンサルティング・サービスとして提供しております。特に成果算定に基づいて収益を収受するローコスト戦略などを主軸に成果と報酬が連動する経営コンサルティングを確立し、現在はマーケティングからコストマネジメントまで、財務に直結する成果を実現するコンサルティングを提供しております。

売上高推移

(単位：千円)
1,200,000



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

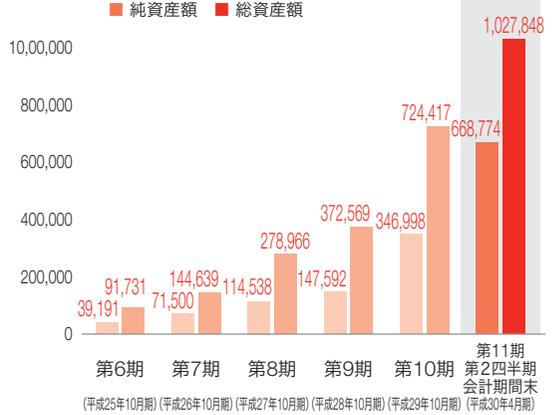
▶ 売上高

(単位：千円)
1,200,000



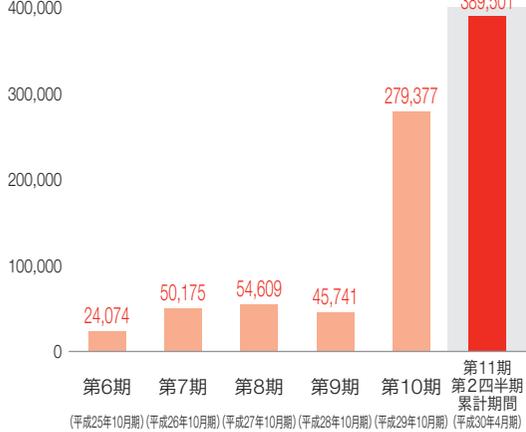
▶ 純資産額／総資産額

(単位：千円)
1,200,000



▶ 経常利益

(単位：千円)
400,000



▶ 1株当たり純資産額

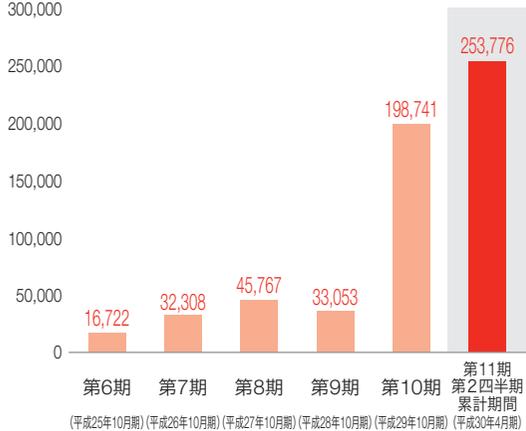
(単位：円)
400



(注) 当社は、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

▶ 当期(四半期)純利益

(単位：千円)
300,000



▶ 1株当たり当期(四半期)純利益金額

(単位：円)
300



(注) 当社は、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

3 事業の内容

当社が提供するコンサルティング

(1) ローコスト戦略

主に間接材のコストマネジメントを提供しており、共同購買の仕組みの活用によるボリュームディスカウントや原価推計から導かれたターゲット金額の推定に基づく単価の削減、購買量の分析及び削減施策の立案並びに効果検証に基づく量の削減を実現するコンサルティングを実施しております。

ローコスト戦略のサービスは次のとおりであります。

■ 間接材／直接材マネジメント

間接材は、直接材以外のコスト全般を指し、多くが企業会計における勘定科目で「販売費及び一般管理費」に区分されている費目となります。光熱費、広告宣伝費、事務消耗品費、施設保守料金、通信費、印刷費、清掃や警備などの業務委託費、リース料など多岐にわたります。

直接材は、メーカーであれば商品を製造する際の原材料や部品、工場での製造コスト、小売であれば仕入れ商品といった、直接製品製造に係る費用を指します。

当社では、一般的な経営コンサルティング会社が対象とする間接材コストが主なサービス対象ですが、難易度が高いとされるエネルギーや金融系コスト、マーケティングROI^(注1)の観点が必要な広告宣伝費などの専門的な費目も得意とし、さらには直接材コストに分類される原材料や副資材なども対象としたコストマネジメントを提供しております。共同購買の仕組みや、原価推計から導かれたターゲット金額の推定など、様々な手法を駆使して、大きなコスト削減成果の実現に取り組んでおります。そのうえで、専門的な知見とコスト構造の理解、実績からの知見である相場価格・業界構造／生産プロセスの把握などにより、多くの実績を出しております。

■ BPO／BPR

当社では企業再生や成長企業をサポートする際に、購買部門のBPO^(注2)を提供しております。企業によって購買機能は大きく変わるため、状況によってはBPR^(注3)まで踏み込み購買プロセスを再設計し、適正価格の事前査定、1円以上の決済チェックなど様々なBPOの導入を可能とし、月額固定報酬だけでなく、成果報酬型のサービスも提供しております。

BPOにより定期的な購買量の分析、削減施策の立案及び効果検証が可能となり、当社コンサルティングの効果やクライアント施策の継続チェックも行っております。

(2) その他の経営コンサルティング

■ 営業戦略/マーケティング戦略

マーケティングサービスの一環であるプライスマネジメントは、分析フェーズにおいて、対象商品・サービスのQBR分析^(注4)を行い、利益視点及びマーケット視点による価格を算出します。実行フェーズでは、対象商品・サービスの分析結果を、法人営業戦略や仕様・条件・商品構成の見直しに反映することによりクライアントの競合と明確な差別化を行い、クライアントの営業要員に研修・サポートすることで、当社提案の実現精度を高めております。

プライスマネジメントは顧客の中でも特にBtoBビジネスにおいて大きな成果をあげております。

■ CREマネジメント

CRE^(注5)は、各事業ドメイン（組織が事業活動を行う基本的な領域）と不動産毎の用途（本社や支社、店舗、工場等）や内容（賃料・価格・年数等）を照らし合わせて、どのような戦略を計画すべきか、総合的に判断する必要があります。当社は、一般的な不動産会社や経営コンサルティングファームとは異なり、客観的・中立的な視点を持ち、経営戦略を踏まえたベストな提案を提供いたします。

当社が特に成果をあげているのは、プライベートエクイティファンドが関与するプロジェクトであり、出退店戦略や事業所統廃合戦略など複雑かつ企業経営の根幹に関わるコンサルティングを実施しております。

当社のコンサルティングの特長

(1) コンサルティングの成果報酬化について

経営コンサルティングにおいて一般的な報酬形態が、コンサルタントの件費に利益を上乗せした固定報酬であるのに対して、当社では成果報酬を導入し、クライアントの企業価値向上にコミットしております。

当社の主な経営コンサルティングであるローコスト戦略における成果報酬の仕組みは、例えばコンサルティング導入前後の単価に過去の実績（使用量）を乗じた金額が成果となり、その成果をクライアントが確認した時点で契約に基づき成果の一定割合を報酬として受領いたします。また、成果確認時点でサービス終了ではなく、契約に基づいた期間を継続サポートするため、報酬は成果確認時点では全額受領せず、提供する役務内容に応じてサポート期間内で分割して受領いたします。

クライアントにとってのメリットは『確実に役務が提供される』、『コンサルティングフィーの持ち出しが無い（成果が出ない場合は無報酬）ため導入しやすい』、『複数年にわたってサポートを受けられる』、『クライアントの役務がコンサルティングファームの役務になるため、クライアントの立場にたったサービスを受けられる』など多数あります。

なお、コンサルティングのアプローチは次のとおりであります。



当社のコンサルティングの重要なバリューは、調査・分析、提案、実行、サポートまでのトータルサービスの提供であり、プロジェクト実施後にクライアントが中長期的に成果を獲得し続けることを重視しております。

なお、それぞれのフェーズにおける内容は以下のとおりであります。

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 提案 | クライアントにサービスの説明及び提案を行います。
インバウンドでの営業のみならず、ビジネスパートナーまたはPEファンドからの紹介をきっかけにクライアントに提案するケースも増加しております。 |
| 2 | 契約 | クライアントにて当社サービス導入が決定した場合、コストマネジメントに関する契約を締結いたします。 |
| 3 | 調査・分析 | 現状把握と課題特定を行うため、クライアントより会計データを受領し、当社にてデューデリジェンスを実施いたします。デューデリジェンスの結果を基にコンサルティングのアプローチ案の報告を行います。 |
| 4 | 実行 | より詳細な調査・分析を行い、仕様・条件の適正化・相見積り取得を実施、クライアントに報告を行います。クライアントにより報告内容が採用された場合、実行に伴う事務手続のフォローを実施いたします。 |
| 5 | 成果確定 | クライアントによる事務手続が完了した時点で当社の報酬が発生いたします。 |
| 6 | サポート | 成果確定でサービス終了ではなく、成果確定後も成果を維持すべく契約に基づいた期間にわたってサポートし、報酬を分割収受いたします。 |

(2) コンサルティングの標準化について

当社の経営コンサルティングは、戦略コンサルティングファームで提供される主なサービスに絞り、業務を標準化することで労力を低減させたパターンオーダー型のコンサルティングとなります。従来の各クライアントに合わせて経験の無い中、一から計画し、多くの労力と工数をかけるフルオーダー型かつ高単価なコンサルティングを提供するのではなく、戦略コンサルティングファームで提供される経営コンサルティングの中から、需要の高いサービスをセレクトし、それらを深堀、見直し、最適化したうえで、全ての企業に対応できるよう標準化したコンサルティングを提供しております。

具体的な取組みとしては、成果報酬型のサービスであることから、全てのコンサルティングにおいて提案・導入だけでなく、当社が実施したコンサルティングによりクライアントがどの程度成果が得られたかを複数年にわたって測定します。成果を測定することにより、当社の提案が適正であったかをプロジェクト毎に検証でき、結果が良くなかったプロジェクトに関しては、問題点をあぶり出し、改善し続けております。そのため、プロジェクトを実施する度にコンサルティングのクオリティが向上しており、例としてコストマネジメントの平均削減率（削減率＝「コスト削減できた費用」÷「コスト削減前に支払っていた商品・サービスの費用」）は、平成27年度4.7%と比較し平成28年度は6.2%、平成29年度は7.9%と向上しております。

また、各種コストマネジメントの新たなアプローチの開発や「各業界×各コスト」の企業コスト実勢価格データを保有し、コンサルティングに活用しております。この取組みにより、プロジェクトで培う経験や知見を業務に反映し、常に最適化することが可能となり、結果、コンサルティングの平均プロジェクト期間（プロジェクト期間＝キックオフから成果確定までの期間）も、平成27年度は10.4か月、平成28年度は7.6か月、平成29年度は5.4か月と2年間で約5か月間短縮しております。

加えて、ビッグデータやRPA^(注6)といった最新のITテクノロジーを活用することが可能となり、コンサルティングの品質向上を実現しております。最新のITテクノロジーを活用することで購買データ分析や改善余地の診断をさらに自動化させ、よりスピーディーなサービス提供が可能となり、売上50億円規模の企業に対しても、大企業と同等の品質レベルのコンサルティング・サービスを実現しております。

上記のようなITテクノロジーを活用するにあたっては、外部のシステム会社やコンサルティング会社に外注を行い、当社コンサルタントとプロジェクトチームを組成することで、実務に則したシステムとなるよう継続的に取り組んでおります。

これらの取り組みにより、従来のコンサルタント個人の経験や技量に頼ったサービスから脱却し、業種業界別のマーケットに関するビッグデータ等を活用し、クライアントの課題に対する最適解を提案します。

(3) コストマネジメントの特徴について

①各種コストマネジメントのスペシャリスト

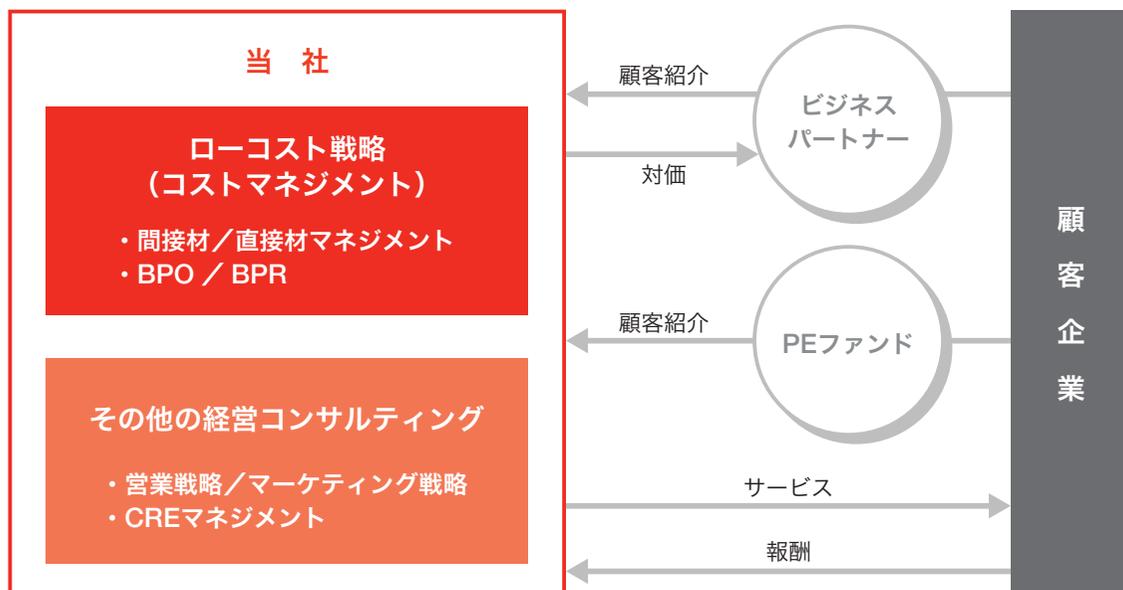
各種コストマネジメントにコンサルタントを配置しており、例えば電力費用は電力会社出身者、仕入れコストはバイヤー出身者が担当するなど、各コンサルティングに対する深い知見を持ち、数多くの経験を積んだスペシャリストが対応しております。また、外資戦略系コンサルティングファーム出身者や、コスト削減専門コンサルティングファーム出身者が多数在籍し、コスト削減に関する最適なノウハウを組み合わせて、プロジェクトを実施いたします。

②共同購買などの仕組み

業界に精通するコンサルタントが大手サプライヤーとトップダウンで協議することで、当社の共同購買の仕組みを実現しております。当社のクライアントを束ねて、ボリュームディスカウントを駆使した単価による金額メリットを提供することが可能です。

- (注) 1. マーケティングROIとは、マーケティング戦略への投資を効率化するために、投資対効果を客観的に把握するための指標のことを指します。
 2. BPO (Business Process Outsourcing) とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを専門企業に外部委託することを指します。
 3. BPR (Business Process Re-engineering) とは、企業における既存の管理方法やビジネスプロセスを抜本的に見直し、変更することを指します。
 4. QBRs分析とは、「quality」「brand」「relation」「switching cost」の視点で顧客情報、競合及び自社商品や業界を分析する方法を指します。
 5. CRE (Corporate Real Estate) とは、企業がその事業活動において、所有や賃貸借等により関わっている不動産を指します。
 6. RPA (Robotic Process Automation) とは、ロボットによる業務自動化の取り組みを指します。

事業系統図



目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	22
4. 事業等のリスク	23
5. 経営上の重要な契約等	25
6. 研究開発活動	25
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	38
4. 株価の推移	38
5. 役員の状況	39
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	44

第5	経理の状況	49
1.	財務諸表等	50
(1)	財務諸表	50
(2)	主な資産及び負債の内容	81
(3)	その他	82
第6	提出会社の株式事務の概要	83
第7	提出会社の参考情報	84
1.	提出会社の親会社等の情報	84
2.	その他の参考情報	84
第四部	株式公開情報	85
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	85
第2	第三者割当等の概況	87
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	87
2.	取得者の概況	89
3.	取得者の株式等の移動状況	90
第3	株主の状況	91
	[監査報告書]	93

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月22日
【会社名】	株式会社プロレド・パートナーズ
【英訳名】	Prored Partners CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐谷 進
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門1-10-11芝大門センタービル4階
【電話番号】	03-6435-6581
【事務連絡者氏名】	管理本部長 上戸 勇樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門1-10-11芝大門センタービル4階
【電話番号】	03-6435-6581
【事務連絡者氏名】	管理本部長 上戸 勇樹
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,620,525,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 635,500,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 381,300,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	465,000（注）2.	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- （注）
1. 平成30年6月22日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成30年7月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 4. 上記とは別に、平成30年6月22日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式93,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年7月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年7月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	465,000	1,620,525,000	876,990,000
計（総発行株式）	465,000	1,620,525,000	876,990,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年6月22日開催の取締役会決議に基づき、平成30年7月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,100円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,906,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年7月19日(木) 至 平成30年7月24日(火)	未定 (注) 4.	平成30年7月26日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年7月6日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年7月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年7月6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年7月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年6月22日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年7月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年7月27日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年7月10日から平成30年7月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 浜松町支店	東京都港区浜松町二丁目4番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年7月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	465,000	—

- (注) 1. 平成30年7月6日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年7月18日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,753,980,000	10,000,000	1,743,980,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(4,100円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,743,980千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限350,796千円と合わせた、手取概算額合計上限2,094,776千円を、以下のとおり充当する予定であります。

- ①事業及び人員拡大に伴う本社オフィス移転に係る資金(設備資金334,447千円、賃料増加分の運転資金232,945千円)として、567,392千円
(平成31年10月期:374,037千円、平成32年10月期:193,355千円)
- ②コンサルティング・サービスのさらなる自動化、品質向上を目的としたシステム及び新規コンサルティング・サービスの開発を目的としたシステムの構築に係る資金として、850,000千円
(平成31年10月期:200,000千円、平成32年10月期:650,000千円)
- ③海外進出のための調査費として、42,540千円
(平成32年10月期:42,540千円)
- ④残額については、事業拡大のための運転資金としてコンサルタント等の人件費及び人材採用費に充当予定であります。なお、平成32年10月期については、既に採用しているコンサルタント等の人件費を含んでおります。
(平成30年10月期:14,429千円、平成31年10月期:127,624千円、平成32年10月期:残額)

なお、上記調達資金は、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年7月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	155,000	635,500,000	東京都港区 佐谷 進 100,000株 東京都港区 山本 卓司 55,000株
計(総売出株式)	—	155,000	635,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,100円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 7月19日(木) 至 平成30年 7月24日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年7月18日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	93,000	381,300,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 93,000株
計(総売出株式)	—	93,000	381,300,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年6月22日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式93,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,100円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 7月19日(木) 至 平成30年 7月24日(火)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である佐谷進（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年6月22日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式93,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 93,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年8月28日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年7月6日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年7月18日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年7月27日から平成30年8月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である佐谷進及び山本卓司並びに当社株主である株式会社SHINKインベストメント及び株式会社カプセルコーポレーションは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の平成31年1月22日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年6月22日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月
売上高	(千円)	158,811	252,370	401,102	515,380	1,013,702
経常利益	(千円)	24,074	50,175	54,609	45,741	279,377
当期純利益	(千円)	16,722	32,308	45,767	33,053	198,741
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	(株)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
純資産額	(千円)	39,191	71,500	114,538	147,592	346,998
総資産額	(千円)	91,731	144,639	278,966	372,569	724,417
1株当たり純資産額	(円)	39,191.61	71,500.16	114,538.72	147.59	346.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	24,124.73	32,308.54	45,767.74	33.05	198.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	42.7	49.4	41.1	39.6	47.8
自己資本利益率	(%)	61.2	58.4	49.2	25.2	80.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△21,743	360,333
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	6,868	4,237
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	95,549	△48,191
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	248,439	564,212
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	15 (1)	20 (4)	22 (3)	42 (2)	52 (2)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っており、発行済株式総数は1,000,000株となっております。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、第6期から第10期まで無配のため記載しておりません。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第6期及び第7期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第8期、第9期及び第10期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
8. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。なお、第6期、第7期及び第8期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出しており、当該監査を受けておりません。
9. 第6期、第7期及び第8期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は、就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外書で記載しております。
11. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
	平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月
1株当たり純資産額 (円)	39.19	71.50	114.54	147.59	346.33
1株当たり当期純利益金額 (円)	24.12	32.31	45.77	33.05	198.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
平成20年4月	株式会社プロレド・パートナーズを東京都港区高輪四丁目にて設立
平成21年12月	本社を東京都港区高輪二丁目に移転し創業
平成22年1月	CRE戦略を成果報酬で行う「CREマネジメント」サービスを開始（注1）
平成22年12月	業務拡張のため本社を東京都港区芝へ移転
平成23年5月	全ての間接材コスト削減を成果報酬で行う「間接材マネジメント」サービスを開始
平成24年7月	業務拡張のため本社を東京都港区浜松町へ移転
平成24年8月	直接材コスト削減を成果報酬で行う「直接材マネジメント」「BPO/BPR」サービスを開始（注2）
平成25年12月	業務拡張のため本社を東京都港区芝大門へ移転
平成27年12月	営業戦略/マーケティング戦略を成果報酬で行う「プライスマネジメント」サービスを開始
平成28年6月	名古屋オフィスを愛知県名古屋市中区に開設
平成30年2月	業務拡張のため名古屋オフィスを愛知県名古屋市中村区へ移転

（注）1. CRE（Corporate Real Estate）とは、企業がその事業活動において、所有や賃貸借等により関わっている不動産を指します。

2. BPO（Business Process Outsourcing）とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを専門企業に外部委託することを指します。

BPR（Business Process Re-engineering）とは、企業における既存の管理方法やビジネスプロセスを抜本的に見直し、変更することを指します。

3【事業の内容】

当社は、経営ビジョンとして「価値＝対価」を掲げ、「提供する価値と対価が一致した社会の実現」を目指すべく、社会の格差をなくし、人々の生産性を高め、創造性を解放し、世界中の意思決定を支えるプラットフォームを作りあげたいと考えております。当該ミッションを果たすために、戦略コンサルティングファームで提供されている主な経営コンサルティングをパッケージ化し、企業再生ファンドや大手・上場企業に成果報酬型のコンサルティング・サービスとして提供しております。特に成果算定に基づいて収益を受受するローコスト戦略などを主軸に成果と報酬が連動する経営コンサルティングを確立し、現在はマーケティングからコストマネジメントまで、財務に直結する成果を実現するコンサルティングを提供しております。

当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、当社が提供するコンサルティングは次のとおりであります。

(1) ローコスト戦略

主に間接材のコストマネジメントを提供しており、共同購買の仕組みの活用によるボリュームディスカウントや原価推計から導かれたターゲット金額の推定に基づく単価の削減、購買量の分析及び削減施策の立案並びに効果検証に基づく量の削減を実現するコンサルティングを実施しております。

ローコスト戦略のサービスは次のとおりであります。

・間接材／直接材マネジメント

間接材は、直接材以外のコスト全般を指し、多くが企業会計における勘定科目で「販売費及び一般管理費」に区分されている費目となります。光熱費、広告宣伝費、事務消耗品費、施設保守料金、通信費、印刷費、清掃や警備などの業務委託費、リース料など多岐にわたります。

直接材は、メーカーであれば商品を製造する際の原材料や部品、工場での製造コスト、小売であれば仕入れ商品といった、直接製品製造に係る費用を指します。

当社では、一般的な経営コンサルティング会社が対象とする間接材コストが主なサービス対象ですが、難易度が高いとされるエネルギーや金融系コスト、マーケティングROI（注1）の観点が必要な広告宣伝費などの専門的な費目も得意とし、さらには直接材コストに分類される原材料や副資材なども対象としたコストマネジメントを提供しております。共同購買の仕組みや、原価推計から導かれたターゲット金額の推定など、様々な手法を駆使して、大きなコスト削減成果の実現に取り組んでおります。そのうえで、専門的な知見とコスト構造の理解、実績からの知見である相場価格・業界構造／生産プロセスの把握などにより、多くの実績を出しております。

・BPO／BPR

当社では企業再生や成長企業をサポートする際に、購買部門のBPO（注2）を提供しております。企業によって購買機能は大きく変わるため、状況によってはBPR（注3）まで踏み込み購買プロセスを再設計し、適正価格の事前査定、1円以上の決済チェックなど様々なBPOの導入を可能とし、月額固定報酬だけでなく、成果報酬型のサービスも提供しております。

BPOにより定期的な購買量の分析、削減施策の立案及び効果検証が可能となり、当社コンサルティングの効果やクライアント施策の継続チェックも行っております。

(2) その他の経営コンサルティング

・営業戦略／マーケティング戦略

マーケティングサービスの一環であるプライスマネジメントは、分析フェーズにおいて、対象商品・サービスのQBR S分析（注4）を行い、利益視点及びマーケット視点による価格を算出します。実行フェーズでは、対象商品・サービスの分析結果を、法人営業戦略や仕様・条件・商品構成の見直しに反映することによりクライアントの競合と明確な差別化を行い、クライアントの営業要員に研修・サポートすることで、当社提案の実現精度を高めております。

プライスマネジメントは顧客の中でも特にB to Bビジネスにおいて大きな成果をあげております。

・CREマネジメント

CRE（注5）は、各事業ドメイン（組織が事業活動を行う基本的な領域）と不動産毎の用途（本社や支社、店舗、工場等）や内容（賃料・価格・年数等）を照らし合わせて、どのような戦略を計画すべきか、総合的に判断する必要があります。当社は、一般的な不動産会社や経営コンサルティングファームとは異なり、客観的・中立的な視点を持ち、経営戦略を踏まえたベストな提案を提供いたします。

当社が特に成果をあげているのは、プライベートエクイティファンドが関与するプロジェクトであり、出店戦略や事業所統廃合戦略など複雑かつ企業経営の根幹に関わるコンサルティングを実施しております。

当社のコンサルティングの特長は次のとおりであります。

(1) コンサルティングの成果報酬化について

経営コンサルティングにおいて一般的な報酬形態が、コンサルタントの人件費に利益を上乗せした固定報酬であるのに対して、当社では成果報酬を導入し、クライアントの企業価値向上にコミットしております。

当社の主な経営コンサルティングであるローコスト戦略における成果報酬の仕組みは、例えばコンサルティング導入前後の単価に過去の実績（使用量）を乗じた金額が成果となり、その成果をクライアントが確認した時点で契約に基づき成果の一定割合を報酬として受領いたします。また、成果確認時点でサービス終了ではなく、契約に基づいた期間を継続サポートするため、報酬は成果確認時点では全額受領せず、提供する役務内容に応じてサポート期間内で分割して受領いたします。

クライアントにとってのメリットは『確実に役務が提供される』、『コンサルティングフィーの持ち出しが無い（成果が出ない場合は無報酬）ため導入しやすい』、『複数年にわたってサポートを受けられる』、『クライアントの役務がコンサルティングファームの役務になるため、クライアントの立場にたったサービスを受けられる』など多数あります。

なお、コンサルティングのアプローチは次のとおりであります。



当社のコンサルティングの重要なバリューは、調査・分析、提案、実行、サポートまでのトータルサービスの提供であり、プロジェクト実施後にクライアントが中長期的に成果を獲得し続けることを重視しております。

なお、それぞれのフェーズにおける内容は以下のとおりであります。

① 提案

クライアントにサービスの説明及び提案を行います。

インバウンドでの営業のみならず、ビジネスパートナーまたはPEファンドからの紹介をきっかけにクライアントに提案するケースも増加しております。

② 契約

クライアントにて当社サービス導入が決定した場合、コストマネジメントに関する契約を締結いたします。

③ 調査・分析

現状把握と課題特定を行うため、クライアントより会計データを受領し、当社にてデューデリジェンスを実施いたします。デューデリジェンスの結果を基にコンサルティングのアプローチ案の報告を行います。

④ 実行

より詳細な調査・分析を行い、仕様・条件の適正化・相見積り取得を実施、クライアントに報告を行います。クライアントにより報告内容が採用された場合、実行に伴う事務手続のフォローを実施いたします。

⑤ 成果確定

クライアントによる事務手続が完了した時点で当社の報酬が発生いたします。

⑥ サポート

成果確定でサービス終了ではなく、成果確定後も成果を維持すべく契約に基づいた期間にわたってサポートし、報酬を分割收受いたします。

(2) コンサルティングの標準化について

当社の経営コンサルティングは、戦略コンサルティングファームで提供される主なサービスに絞り、業務を標準化することで労力を低減させたパターンオーダー型のコンサルティングとなります。

従来の各クライアントに合わせて経験の無い中、一から計画し、多くの労力と工数をかけるフルオーダー型かつ高単価なコンサルティングを提供するのではなく、戦略コンサルティングファームで提供される経営コンサルティングの中から、需要の高いサービスをセレクトし、それらを深堀、見直し、最適化したうえで、全ての企業に対応できるよう標準化したコンサルティングを提供しております。

具体的な取組みとしては、成果報酬型のサービスであることから、全てのコンサルティングにおいて提案・導入だけでなく、当社が実施したコンサルティングによりクライアントがどの程度成果が得られたかを複数年にわたって測定します。成果を測定することにより、当社の提案が適正であったかをプロジェクト毎に検証でき、結果が良くなかったプロジェクトに関しては、問題点をあぶり出し、改善し続けております。そのため、プロジェクトを実施する度にコンサルティングのクオリティが向上しており、例としてコストマネジメントの平均削減率（削減率＝「コスト削減できた費用」÷「コスト削減前に支払っていた商品・サービスの費用」）は、平成27年度4.7%と比較し平成28年度は6.2%、平成29年度は7.9%と向上しております。

また、各種コストマネジメントの新たなアプローチの開発や「各業界×各コスト」の企業コスト実勢価格データを保有し、コンサルティングに活用しております。この取組みにより、プロジェクトで培う経験や知見を業務に反映し、常に最適化することが可能となり、結果、コンサルティングの平均プロジェクト期間（プロジェクト期間＝キックオフから成果確定までの期間）も、平成27年度は10.4か月、平成28年度は7.6か月、平成29年度は5.4か月と2年間で約5か月間短縮しております。

加えて、ビッグデータやRPA（注6）といった最新のITテクノロジーを活用することが可能となり、コンサルティングの品質向上を実現しております。最新のITテクノロジーを活用することで購買データ分析や改善余地の診断をさらに自動化させ、よりスピーディーなサービス提供が可能となり、売上50億円規模の企業に対しても、大企業と同等の品質レベルのコンサルティング・サービスを実現しております。

上記のようなITテクノロジーを活用するにあたっては、外部のシステム会社やコンサルティング会社に外注を行い、当社コンサルタントとプロジェクトチームを組成することで、実務に則したシステムとなるよう継続的に取り組んでおります。

これらの取組みにより、従来のコンサルタント個人の経験や技量に頼ったサービスから脱却し、業種業界別のマーケットに関するビッグデータ等を活用し、クライアントの課題に対する最適解を提案します。

(3) コストマネジメントの特徴について

① 各種コストマネジメントのスペシャリスト

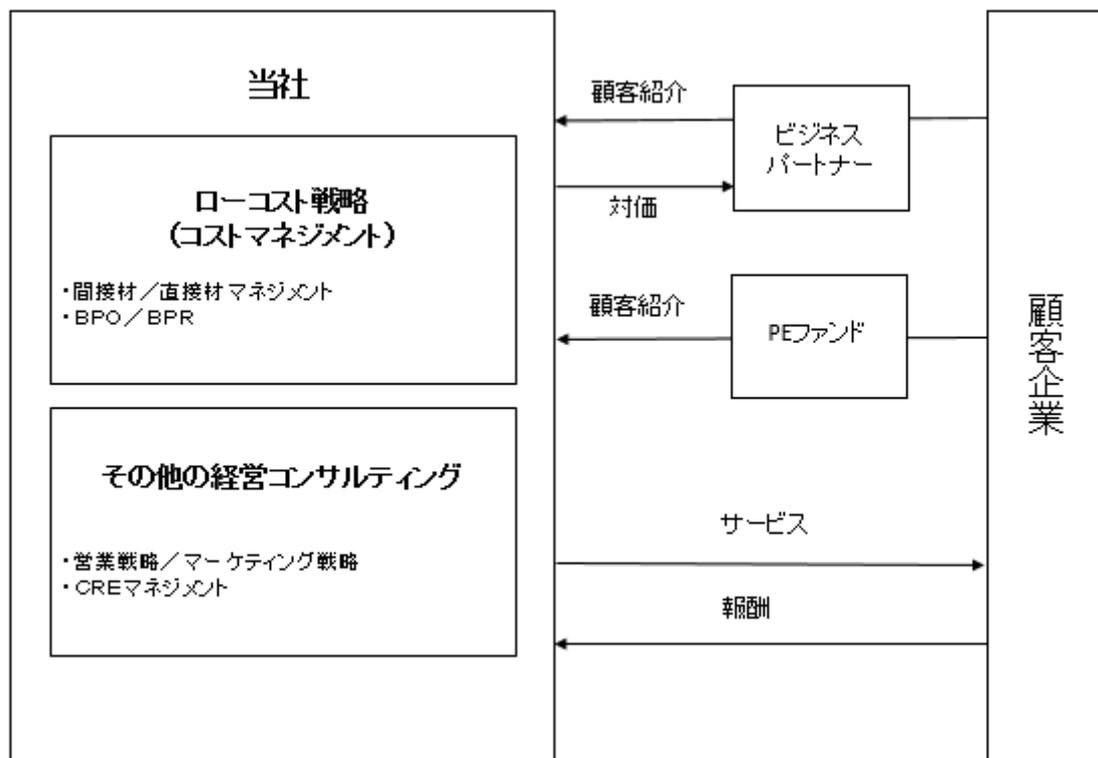
各種コストマネジメントにコンサルタントを配置しており、例えば電力費用は電力会社出身者、仕入れコストはバイヤー出身者が担当するなど、各コンサルティングに対する深い知見を持ち、数多くの経験を積んだスペシャリストが対応しております。また、外資戦略系コンサルティングファーム出身者や、コスト削減専門コンサルティングファーム出身者が多数在籍し、コスト削減に関する最適なノウハウを組み合わせ、プロジェクトを実施いたします。

② 共同購買などの仕組み

業界に精通するコンサルタントが大手サプライヤーとトップダウンで協議することで、当社の共同購買の仕組みを実現しております。当社のクライアントを束ねて、ボリュームディスカウントを駆使した単価による金額メリットを提供することが可能です。

- (注) 1. マーケティングROIとは、マーケティング戦略への投資を効率化するために、投資対効果を客観的に把握するための指標のことを指します。
2. BPO (Business Process Outsourcing) とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを専門企業に外部委託することを指します。
3. BPR (Business Process Re-engineering) とは、企業における既存の管理方法やビジネスプロセスを抜本的に見直し、変更することを指します。
4. QBR S分析とは、「quality」「brand」「relation」「switching cost」の視点で顧客情報、競合及び自社商品や業界を分析する方法を指します。
5. CRE (Corporate Real Estate) とは、企業がその事業活動において、所有や賃貸借等により関わっている不動産を指します。
6. RPA (Robotic Process Automation) とは、ロボットによる業務自動化の取り組みを指します。

事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年5月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
72名 (3名)	31.6歳	1.9年	6,052千円

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与はパートタイマーを除く平均値を記載しております。
4. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数については記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第10期事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の各種政策を背景に企業収益の改善が進み緩やかな回復基調を続けているものの、為替相場の変動や海外経済の不確実性の高まりにより、景気の動向は不透明な状況で推移しました。

このような経済状況の中、当社の事業領域であるコンサルティング市場におきましては、コスト削減領域において、人件費の高騰や平成30年度以降の先行き不透明な経済情勢等もあり、引き続きコスト削減ニーズは高くあります（注1）。一方で「自社で実施している」「既に他のコンサルティング会社に依頼した」という企業も多く、コンサルティング契約締結までの難易度に大きな変化はありません。

このような経営環境のもと、当社としてはブランドの再構築、雑誌・新聞への寄稿、営業パートナーの拡充及びリレーション強化、営業プロセスの見直し、営業人員の増員により、契約締結を進めてまいりました。また、コンサルティングにおいては、間接材から直材・電力コスト削減まで、幅広いコストマネジメントを成果報酬で一括提供する強みを持ち、各業務の標準化及びRPA（注2）・OCR（注3）・AI（注4）等のシステム化を進めることで、効率的かつ効果的なサービスを提供できるよう事業活動を進めてまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,013百万円（前期比96.7%増）、営業利益274百万円（同526.4%増）、経常利益279百万円（同510.8%増）、当期純利益は198百万円（同501.3%増）となりました。

なお、当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

（注）1. 平成29年4月12日にIDC Japan株式会社が発表した国内BPOサービス市場予測によると、2016年の国内BPOサービス市場は前年比4.9%増の7,017億円となり、2016年～2021年の年間平均成長率は3.7%、2021年の同市場規模は8,427億円と予測しています。2016年の国内BPOサービス市場の主要4セグメントのうち、前年比成長率が最も高かったセグメントは、調達／購買BPOサービス市場でした。特に、直材とは異なり全社的な視野でのコスト削減／最適化が遅れている間接材を中心に、ガバナンスを利かせた調達／購買プロセス最適化の需要が高まっていることが背景にあるとみられます。

2. RPA（Robotic Process Automation）とは、ロボットによる業務自動化の取り組みを指します。

3. OCR（Optical Character Recognition/Reader）とは、手書きの文字や印刷された文字を読み取り、データと照らし合わせ文字を判断し、電子テキスト化するシステムのことを指します。

4. AI（Artificial Intelligence／人工知能）とは、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術を指します。

第11期第2四半期累計期間（自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府・日銀による各種政策を背景に企業収益の改善が進み、緩やかな回復基調で推移しているものの、海外諸国の政治・経済の不安要素の影響により、景気の動向は不透明な状況であります。

このような経済状況の中、当社の事業領域であるコンサルティング市場におきましては、コスト削減領域において、人件費の高騰や先行き不透明な経済情勢等もあり、引き続きコスト削減ニーズは高くあります。

このような経営環境のもと、当社としては営業パートナーの拡充及びリレーション強化、営業プロセスの見直し、営業人員の増員により、契約締結を進めてまいりました。また、コンサルティングにおいては、間接材から直材コスト削減まで、幅広いコストマネジメントを引き続き推進しつつ、各業務の標準化及びRPA・OCR・AI等のシステム化を進めることで、効率的かつ効果的なサービスを提供できるよう事業活動を進めてまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高804百万円、営業利益387百万円、経常利益389百万円、四半期純利益は253百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、営業活動による収入及び投資活動による収入並びに財務活動による支出により、前事業年度末より315百万円増の564百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得た資金は360百万円（前年同期は使用した資金21百万円）となりました。これは主に税引前当期純利益287百万円、未払金の増加額34百万円、未払費用の増加額45百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得た資金は4百万円(前年同期は得た資金6百万円)となりました。これは主に事業譲渡による収入8百万円と無形固定資産の取得による支出3百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は48百万円(前年同期は得た資金95百万円)となりました。これは主に短期借入金の返済による支出30百万円、社債の償還による支出16百万円によるものであります。

第11期第2四半期累計期間(自平成29年11月1日 至平成30年4月30日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動による収入及び財務活動による収入並びに投資活動による支出により、前事業年度末より175百万円増の739百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得た資金は154百万円となりました。これは主に税引前四半期純利益389百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は24百万円となりました。これは主に敷金の差入による支出23百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得た資金は45百万円となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入68百万円、長期借入金の返済による支出14百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第10期事業年度及び第11期第2四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第10期事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)		第11期第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
コンサルティング事業	1,013,702	196.7	804,382
合計	1,013,702	196.7	804,382

(注) 1. 当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第9期事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)		第10期事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)		第11期第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
HITOWAホールディングス株式会社	—	—	123,180	12.2	—	—
株式会社キタムラ	—	—	106,990	10.6	—	—
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ	116,388	22.6	—	—	—	—
マックスバリュ東海株式会社	88,551	17.2	—	—	89,898	11.2
株式会社コジマ	51,846	10.1	—	—	—	—

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 第10期事業年度の株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ、マックスバリュ東海株式会社、株式会社コジマに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

5. 第11期第2四半期累計期間のHITOWAホールディングス株式会社、株式会社キタムラ、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ、株式会社コジマに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、人や企業が世の中に生み出す「価値」とそれに対して得られる「対価」の2つが等しい社会を実現することを経営ビジョンとしております。そのために、中長期経営方針として成果報酬型コンサルティング及びその他B to Bサービスの拡充を掲げております。

(2) 経営環境等

当社の事業領域であるコンサルティング市場におきましては、コスト削減領域において、人件費の高騰や平成30年度以降の先行き不透明な経済情勢等もあり、引き続きコスト削減ニーズは高くあります。一方で「自社で実施している」「既に他のコンサルティング会社に依頼した」という企業も多く、コンサルティング契約締結までの難易度に大きな変化はありません。

このような経営環境のもと、当社としてはブランドの再構築、雑誌・新聞への寄稿、営業パートナーの拡充及びリレーション強化、営業プロセスの見直し、営業人員の増員により、契約締結を進めてまいりました。また、コスト削減においては、間接材から直材・電力コスト削減まで、幅広いコンサルティングを成果報酬で一括提供する強みを持って事業活動を進めてまいります。

(3) 対処すべき課題

① 市場対応力の強化

当社は、クライアントのあらゆる経営課題の解決に確約することを目的に、成果をクライアントと共有する成果報酬型コンサルティングのサービス拡充を図ってまいります。また、既に提供しているコンサルティング・サービスにおいては、プロジェクト期間の短縮及びクオリティの向上を進め、クライアントへの満足度向上からリピート率（クロスセル）の向上へとつなげてまいります。

② 優秀な人材の採用と育成

当社事業の中核である経営コンサルティング・サービスの策定とその実行支援を行うためには、高い能力を有する人材が必要になります。そのため、今後持続的な成長及び発展をしていくためには、常にメンバーの能力を高めるといった質的向上と、高い能力を有する人材を獲得するという量的拡大の両方の施策が必要であります。質的向上については、充実した研修プログラムやコンテストを設けてビジネススキルの向上を図るとともに、多様性を重んじて個人の成長を最大限に引き出してまいります。量的拡大については、リクルーティングの方法としては、多様なリクルーティングチャネル及びリファラルを活用していく方針であります。また、社内環境は、メンバーへのストック・オプション制度の実施、ロイヤリティを求めない多様な価値観を認め合える社風、安心して働きやすい環境・待遇の整備に努めてまいります。

③ 大企業への営業力

当社にはコンサルティング・サービスを通じて、これまで積み重ねてきた実績とパートナー陣の幅広い人的ネットワークがあり、プロジェクトの受注においても奏効しております。今後は企業として組織的に営業活動を行うべく、会社としての実績を着実に一つ一つ積み重ね、ブランディングを踏まえた広報活動を通して、企業としての信用を向上させることが必要と考えております。B to Bビジネスに必要な認知度向上のために随時セミナーや出版を行い、マスコミとも良好な関係を構築することで、当社の知名度の向上を図っていく方針であります。

④ ITテクノロジーへの対応

当社は、ビッグデータやRPAといった最新のITテクノロジーを活用することで、コンサルティングの品質向上を実現しております。クライアントへ最適なソリューションを提供するためには、今後もITテクノロジーを活用する必要があると考えております。常に自分達が変わり続けなければならないという信条のもと、「AI×BPR LAB」と銘打って立ち上げた取り組みにて最新のITテクノロジーを積極的に導入し、さらなるコンサルティング品質向上とより幅広いクライアントへのサービス提供に努めてまいります。

⑤ グローバルな総合コンサルティングファームとしての成長とビジネスの拡大

当社は、グローバルに事業を展開しているクライアントの海外現地における支援ビジネスを拡大するために、アジア地域を中心とした海外への展開が必要であると考えております。今後、東南アジア、東アジアにおけるビジネスの進出に取り組んでまいります。

⑥ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査の実施及び内部統制システムの整備によりその強化を図っております。また、内部管理体制については、管理部門の増員を実施しておりますが、適時開示の重要性が高まる中、適時開示の専任者の採用を図るなど、一層の体制強化が必要であると認識しております。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあり、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。これらのリスクについては、その発生可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中にある一部将来に関するリスクについては、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべての事項を網羅するものではありません。

(1) 当社コンサルティング・サービスについて

当社は、企業再生ファンドや大手・上場企業等、広範囲に事業を展開する大企業を中心にコンサルティング・サービスを提供しております。コンサルティング・サービスのうち、ローコスト戦略に関しては、成果報酬としてクライアントのコスト削減の成果に連動する報酬体系になっております。

国内のインフレーションの進行、為替の変動等により、直接材や間接材の価格高騰が発生した場合には、これらの影響を受け、コスト削減が困難になることで、クライアントに十分なコスト削減の成果を提供できない可能性があります。その場合、コスト削減の成果または受注案件の減少を通じて、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績の変動について

当社は成果報酬型のコンサルティング・サービスを提供しており、受託する案件の規模により、報酬が異なっております。当社では、受託する案件数を増やすことにより、安定した業績があげられるよう取り組んでおりますが、案件規模の大小や案件数の一時的な変動により、四半期毎の一定期間で区切った場合に、各四半期の業績が大きく変動する可能性があります。

また、当社はコンサルティング・サービスの品質向上、契約条件の明確化等取り組んでおりますが、当初想定した成果をあげられないこと、取引先に当社の提案が採用されないことにより想定した報酬を受領できない可能性があります。その場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社が属するコンサルティング業界は、許認可等の制限がないため、基本的に参入障壁は高くない業界といえます。当社が成果報酬型によるコンサルティング・サービスの提供を通じて、当社が積み上げてきた豊富な経験、実績及び社内ノウハウや教育システムは容易に模倣できるものではないと認識しております。しかしながら、競合のコンサルティングファームによる成果報酬型サービスの導入やサービス品質の向上により、競争環境が激化した場合においては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保について

当事業の中核である経営コンサルティング・サービスの策定とその実行支援を行うためには、高い能力を有するコンサルタントの獲得・育成・維持が課題であると認識し、人材投資を強化しております。職場としての魅力を高めて発信し、採用手法や育成機会を多様化する等、人材投資の効果向上を図っておりますが、人材を適時に確保できない場合、能力開発が進まない場合、あるいは人材が大量に社外流出してしまった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 代表取締役への依存について

創業者であり代表取締役である佐谷進は、当社全体の経営方針や経営戦略の立案をはじめ、取引先との関係構築、新規事業の構想等、当社の事業活動上重要な役割を担っております。代表取締役に対し、過度に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、不測の事態により代表取締役が職務を執行することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 小規模組織であることについて

当社の組織体制は小規模であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに準じたものとなっております。当社は今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、当社の事業領域の環境や競合状況が急変する場合、対応に要する経営資源が不十分なために、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報管理について

当社の提供するコンサルティング・サービスにおいては、クライアントの機密情報や個人情報を取得することから、秘密保持契約等によって守秘義務を負っております。厳重な情報管理の徹底及び従業員への守秘義務の徹底をしておりますが、何らかの理由によりこれらの機密情報や個人情報が外部に漏洩した場合、当社の信用失墜等によって、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制について

現時点においては、当社の事業を制限する直接的な法的規制は存在しないと考えております。しかしながら、今後、当社の事業を直接的もしくは間接的に制限する法的規制がなされた場合、または従来の法的規制の運用に変更がなされた場合には、当社の事業展開は法的規制により制約を受け、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 風評リスクについて

当社は、高品質のコンサルティング・サービス提供、役員員に対する法令遵守浸透、厳格な情報管理、コンプライアンス体制の構築等の取組みを行うことにより、健全な企業経営を行っております。しかしながら、悪意を持った第三者が、意図的に噂や憶測、評判等のあいまいな情報を流す、又は何らかの事件事故等の発生に伴う風評により、当社に対する誤解、誤認、誇大解釈等が生じ、事業に対し直接間接に損失を被ることが発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟等に係るリスクについて

当社は、有効なコンプライアンス体制の確立に努めておりますが、事業遂行にあたり当社の法令違反の有無にかかわらず、何らかの原因で当社が訴訟等を提起される可能性があります。これらの訴訟が提起されること及びその結果によっては、当社の事業及び業績に直接的な影響や、風評を通じた間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害、事故等について

当社は、本社所在地である東京都に加えて、愛知県に事業所を有しております。これら事業拠点が、地震、津波、台風等の自然災害、事故、火災、テロ等の被害を受けた場合、交通網の混乱、営業活動の停止、システム障害等により事業活動に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、当社は現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(13) 調達資金の使途について

当社の公募増資による調達資金の使途については、既存コンサルティング・サービスを効率化するための投資、新規コンサルティング・サービスを開発するための投資、事業規模の拡大に応じた組織を構築するための投資（採用費、人件費、オフィス移転費）、海外進出のための調査費に充当する計画であります。しかしながら、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化に対応するため、調達資金を予定以外の使途に充当する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。また、予定どおりの使途に充当された場合でも、想定どおりの効果を上げることができず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、平成29年8月17日開催の臨時株主総会及び平成29年9月14日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社の役員及び従業員等に対して新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式は118,400株であり、発行済株式総数2,000,000株の6%に相当します。これらは、当社の業績向上への意欲と士気（インセンティブ）を高めることを目的として実施しており、必ずしも既存株主の利害と相反するものではないと考えておりますが、新株予約権の行使が行われた場合には、当社株式の1株当たりの価値は希薄化し、将来における株価形成へ影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表を作成するにあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債、及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第10期事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

（資産）

当事業年度末における資産は、前事業年度末に比べ351百万円増加し、724百万円となりました。これは主として、現金及び預金が315百万円、売掛金が27百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ152百万円増加し、377百万円となりました。これは主として、未払金が35百万円、未払費用が45百万円、未払法人税等が84百万円増加し、短期借入金が30百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ199百万円増加し、346百万円となりました。これは主として、利益剰余金が当期純利益により198百万円増加したことによるものであります。

第11期第2四半期累計期間（自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日）

（資産）

当第2四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ303百万円増加し、1,027百万円となりました。これは主として、現金及び預金が175百万円、売掛金が84百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ18百万円減少し、359百万円となりました。これは主として、未払消費税等が34百万円、未払費用が24百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ321百万円増加し、668百万円となりました。これは主として、新株の発行により資本金が34百万円、資本剰余金が34百万円増加し、利益剰余金が四半期純利益により253百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第10期事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

（売上高）

売上高は1,013百万円（前期比96.7%増）となりました。その要因は、クライアントへのインタビュー、雑誌・新聞への寄稿、営業プロセスの見直し、営業人員の増員により、契約締結が堅調に推移したことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、297百万円（前期比19.4%増）となりました。これは主に、事業の拡大に伴いコンサルタントが増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は716百万円（前期比169.1%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、442百万円（前期比98.8%増）となりました。これは主に、事業の拡大に伴い人員が増加したことによるものであります。この結果、営業利益は274百万円（前期比526.4%増）となりました。

（経常利益）

営業外収益として助成金収入を計上したこと等により、経常利益は279百万円（前期比510.8%増）となりました。

（当期純利益）

特別利益として事業譲渡益を計上したこと、及び法人税等の計上等により、当期純利益は198百万円（前期比501.3%増）となりました。

第11期第2四半期累計期間（自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日）

（売上高）

売上高は804百万円となりました。その要因は、営業パートナーの拡充及びリレーション強化、営業プロセスの見直し、営業人員の増員により、契約締結が堅調に推移したことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、158百万円となりました。これは主に、事業の拡大に伴いコンサルタントが増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は646百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、258百万円となりました。これは主に、事業の拡大に伴い人員が増加したことによるものであります。この結果、営業利益は387百万円となりました。

（経常利益）

営業外収益として助成金収入を計上したこと等により、経常利益は389百万円となりました。

（当期純利益）

法人税等の計上等により、四半期純利益は253百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、経営ビジョンとして「価値＝対価（提供する価値と対価が一致した社会の実現）」を掲げ、既存の経営コンサルティングのあり方を見直し、成果報酬型の経営コンサルティングを追求してまいりました。当該経営ビジョンに則り、現状はコストマネジメントやBPO／BPRを主体的なサービスとして、クライアントに提供しております。

中期的な事業の拡大を図るために、コストマネジメント関連のサービスだけではなく、成果報酬型によるマーケティングや営業戦略等、積極的に成果報酬型の経営コンサルティング・サービスの拡充を進めてまいります。また、成果報酬型ゆえのデータ量を活かしたBtoBプラットフォームサービスを確立し、経営コンサルティング・サービスとの相乗効果を狙い、企業価値の更なる拡大を図って参りたいと考えております。

これらの経営戦略方針のもと、持続的な成長を目指していきたいと考えております。また、当社が成長・発展を指向する過程で、「価値＝対価」の社会の実現にも寄与したいと考えております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の課題に対処していく必要があると認識しております。それらの課題に対応するため、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

当事業年度において、設備投資及び重要な設備の除却、売却等はありません。

第11期第2四半期累計期間（自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日）

当第2四半期累計期間における設備投資の総額は7,500千円であり、当社サテライトオフィスの内装費であります。なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及 び備品	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備	19,683	460	20,143	52 (2)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社建物を賃借しております。年間賃借料は20,932千円であります。

4. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、平均人員を（ ）外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年5月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手年月	完了年月	
本社 (東京都港区)	既存サービス用ソフトウェア	200,000	—	増資資金	平成30年9月	平成31年8月	(注) 4.
本社 (東京都港区)	本社移転 (注) 3.	334,447	—	増資資金	平成31年7月	平成31年9月	(注) 4.
本社 (東京都港区)	新規サービス用ソフトウェア	350,000	—	増資資金	平成30年11月	平成31年10月	(注) 4.
本社 (東京都港区)	既存サービス用ソフトウェア	300,000	—	増資資金	平成31年11月	平成32年10月	(注) 4.

(注) 1. 当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記の投資予定額は、本社の移転に伴う敷金234,447千円及び建物附属設備等100,000千円であります。

4. 完成後の増加能力については、計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

(注) 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は3,996,000株増加し、4,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,000,000	—	—

(注) 1. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は999,000株増加し、1,000,000株となっております。

2. 平成30年4月24日付の第1回新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は1,000,000株増加し、2,000,000株となっております。

3. 平成30年3月16日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、これにより100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成27年9月28日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,000	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,000（注）1	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	68,000（注）2	—
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月1日 至 平成47年9月30日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 68,000 資本組入額 34,000	—
新株予約権の行使の条件	（注）3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するに は、取締役会の承認を受け なければならない。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	—

（注）1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。

本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的となる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、会社が株主割り当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割り当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が、本新株予約権の割当日後において、行使価額を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割り当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割り当てによる場合を含む。）は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記における「取得原因」は、潜在株式等と引換えに会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。

調整後行使価額＝ $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的となる普通株式数を合計した数（但し当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的となる普通株式数は含まない。）から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。

- ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 会社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行する場合に、上記に基づく調整を行うか否かは会社の取締役会が決定するものとする。

本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

3. 本新株予約権の行使の条件等

権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。

本新株予約権の行使時における新株予約権に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

4. 組織再編行為の際の取り扱い

会社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる業務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社に承継させる。

(承継される新株予約権の内容の決定方針)

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ① | 目的たる完全親会社の株式の種類 | 完全親会社の同種の株式 |
| ② | 目的たる完全親会社の株式の数 | 株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし調整後1株未満の端数は切り捨てる。 |
| ③ | 権利行使に際して払い込むべき額 | 承継前における価額と同額 |
| ④ | 権利行使期間 | 承継前における権利行使期間と同じ |
| ⑤ | その他の権利行使の条件 | 原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換または株式移転の際に会社の株主総会において定めるものとする。 |

② 第2回新株予約権（平成29年8月17日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年5月31日）
新株予約権の数（個）	997	997
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	59
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	99.7（注）1	99,700（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	268,514（注）2	269（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年8月18日 至 平成39年8月17日	自 平成31年8月18日 至 平成39年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 268,514 資本組入額 134,257	発行価格 269（注）6 資本組入額 135（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

（注）1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は0.1株であります。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使により出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の取得の条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

5. 組織再編行為の際の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記「新株予約権の取得の条項」に準じて決定する。

6. 当社は、平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第3回新株予約権（平成29年9月14日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年5月31日）
新株予約権の数（個）	246	246
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	24.6（注）2	24,600（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	268,514（注）3	269（注）3、8
新株予約権の行使期間	自 平成31年2月1日 至 平成39年10月20日	自 平成31年2月1日 至 平成39年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 295,514 資本組入額 147,757	発行価格 296.0（注）8 資本組入額 148.5（注）8
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	（注）6

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,700円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は0.1株であります。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使により出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

① 平成30年10月期乃至平成32年10月期のいずれかの事業年度の当社の営業利益が400百万円を超過した場合、新株予約権者は付与された全ての新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員又はパートナー、アドバイザーであることを要しないものとする。ただし、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得の条項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。
6. 組織再編行為の際の取り扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使できる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記「新株予約権の取得の条項」に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
- 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 当社は、平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年4月10日 (注) 1	700	1,000	7,000	10,000	—	—
平成30年3月31日 (注) 2	999,000	1,000,000	—	10,000	—	—
平成30年4月24日 (注) 3	1,000,000	2,000,000	34,000	44,000	34,000	34,000

(注) 1. 有償第三者割当増資によるものであります。

発行価格 10,000円
資本組入額 10,000円
割当先 佐谷 進 450株
山本卓司 250株

2. 株式分割 (1 : 1,000) によるものであります。
3. 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年5月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	2	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,800	—	—	16,200	20,000	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	19.0	—	—	81.0	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,000,000	20,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第2回新株予約権（平成29年8月17日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成29年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 1、当社の従業員 51
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社の取締役1名、当社の従業員49名であります。

② 第3回新株予約権（平成29年9月14日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成29年9月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 1、当社の監査役 2、 当社のパートナー 4、当社のアドバイザー 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社のアドバイザーの取締役就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社の取締役2名、当社の監査役2名、当社のパートナー4名、当社のアドバイザー2名であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当社は、更なる財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。配当に関する基本方針として、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社は、内部留保の充実を図り、再投資していく方針であるため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(3) 配当の決定機関

当社は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会を配当の決定機関としております。

(4) 最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途

当社は、第10期事業年度において剰余金の配当は実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(5) 中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 8名 女性 1名（役員のうち女性の比率 12.5%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	—	佐谷 進	昭和51年5月13日生	平成14年4月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパン・インク 入社 平成14年11月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社（現PwCコンサルティング合同会社） 編入 平成17年4月 ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 入社 平成20年4月 当社 設立 代表取締役（現任）	注1	1,650,000 注4
取締役	営業本部長	山本 卓司	昭和54年7月2日生	平成14年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 平成19年5月 アクセンチュア株式会社 入社 平成21年12月 当社 入社 パートナー 平成28年10月 当社 取締役営業本部長（現任）	注1	350,000 注5
取締役	コンサルティング本部長	遠藤 昌矢	昭和52年2月7日生	平成14年4月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパン・インク 入社 平成14年11月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社（現PwCコンサルティング合同会社） 編入 平成23年3月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 平成27年2月 当社 入社 新規事業部 部長 平成27年11月 当社 コンサルティング第三部 部長 平成28年10月 当社 取締役コンサルティング本部長（現任）	注1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	—	安藤 一郎	昭和35年9月29日生	昭和61年4月 キヤノン株式会社 入社 平成4年7月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパン・インク 入社 平成8年7月 同社 プリンシパル 平成10年9月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル 入社 平成11年4月 同社 副社長 (旅行・法人事業担当) 平成14年7月 ベイン・アンド・カンパニー 入社 平成16年4月 DHL ジャパン株式会社 取締役 平成18年6月 日本マクドナルド株式会社 上席執行役員 (経営戦略担当) 平成22年4月 株式会社レックス・ホールディングス (現株式会社レイズインターナショナル) 代表取締役社長 平成25年2月 ハノーバー・アソシエイツ株式会社 設立 代表取締役 (現任) 平成25年12月 プリモ・ジャパン株式会社 取締役会長 平成25年12月 シグマアソシエイツ株式会社 設立 代表取締役 (現任) 平成27年12月 株式会社ソシエ・ワールド 取締役 平成28年6月 同社 代表取締役 平成29年4月 当社 取締役 (現任) 平成29年4月 株式会社江戸一 取締役 平成29年6月 同社 代表取締役 (現任) 平成30年1月 クレストホールディングス株式会社 代表取締役 (現任)	注1	—
社外取締役	—	若杉 忠弘	昭和52年10月4日生	平成14年4月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパン・インク 入社 平成14年11月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 (現PwCコンサルティング合同会社) 編入 平成22年7月 Dagosa Consulting, Ltd. 入社 平成25年4月 株式会社グロービス 入社 平成25年4月 一般社団法人ポジティブ心理学協会 理事 (現任) 平成27年7月 株式会社グロービス ディレクター (現任) 平成27年7月 学校法人グロービス経営大学院 教授 (現任) 平成29年12月 当社 取締役 (現任)	注1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	細田 和典	昭和38年12月12日生	昭和63年4月 株式会社コーポレート・デ イレクション 入社 平成8年4月 ジェミニ・コンサルティン グ・ジャパン・インク 入 社 平成12年9月 株式会社スタジオグラフィ コ (現株式会社グラフィ コ) 取締役 平成14年11月 ブーズ・アレン・アンド・ ハミルトン株式会社 (現P wCコンサルティング合同 会社) 編入 平成17年10月 同社 パートナー 平成23年10月 原子力損害賠償・廃炉等支 援機構 参与 平成23年11月 株式会社インサイト 設立 代表取締役 平成24年4月 株式会社ビーブルフォーカ ス・コンサルティング 監 査役 平成25年8月 プライスウォーターハウス クーパース株式会社 顧問 平成25年10月 株式会社スタジオグラフィ コ (現株式会社グラフィ コ) 監査役 平成28年10月 当社 監査役 (現任)	注1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	—	渡辺 喜宏	昭和22年7月26日生	<p>昭和45年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行</p> <p>平成9年6月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 取締役・ストラクチャー・ファイナンス部長</p> <p>平成17年6月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社） 取締役</p> <p>平成17年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ） 専務取締役Chief Risk Management Officer</p> <p>平成18年6月 三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJ証券ホールディングス株式会社） 取締役</p> <p>平成19年6月 カブドットコム証券株式会社 取締役</p> <p>平成20年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 顧問</p> <p>平成24年6月 公益財団法人中東調査会 評議員（現任）</p> <p>平成26年10月 Berwin Leighton Paisner LLP UK 上級顧問（現任）</p> <p>平成26年10月 一般社団法人日本百賢アジア研究院 理事長（現任）</p> <p>平成26年10月 地山株式会社 設立 代表取締役（現任）</p> <p>平成27年4月 事業創造大学院大学 教授（現任）</p> <p>平成28年6月 公益財団法人国際通貨研究所 名誉顧問（現任）</p> <p>平成28年6月 株式会社オーク製作所 監査役（現任）</p> <p>平成28年8月 Auckland International College NZ 顧問</p> <p>平成28年9月 株式会社AIC秋津洲 顧問（現任）</p> <p>平成28年10月 当社 監査役（現任）</p> <p>平成29年4月 学校法人AICJ鷗州学園 AICJ中学・高等学校 理事長（現任）</p>	注1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	—	大 毅	昭和51年5月27日生	平成12年10月 森綜合法律事務所（現： 森・濱田松本法律事務所） 入所 平成15年4月 阿部・井窪・片山法律事務 所 入所 平成17年10月 大綜合法律事務所 開業 所長（現任） 平成24年7月 株式会社スリー・ディー・ マトリックス 監査役（現 任） 平成27年10月 JITSUBO株式会社 監査役 平成28年3月 株式会社オロ 監査役（現 任） 平成29年3月 株式会社スコヒアファーマ 監査役（現任） 平成29年6月 株式会社リログループ 監 査役（現任） 平成29年9月 当社 監査役（現任）	注1	—
計						2,000,000

- (注) 1. 取締役の任期は、平成30年3月16日開催の臨時株主総会終結のときから2年以内、監査役の任期は、平成30年3月16日開催の臨時株主総会終結のときから4年以内、に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
2. 取締役 安藤一郎及び取締役 若杉忠弘は、社外取締役であります。
3. 監査役 細田和典、監査役 渡辺喜宏及び監査役 大毅は、社外監査役であります。
4. 代表取締役 佐谷進の所有株式数には、同氏の資産管理会社である、株式会社SHINKインベストメントが保有する株式数を含んでおります。
5. 取締役 山本卓司の所有株式数には、同氏の資産管理会社である、株式会社カプセルコーポレーションが保有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、当社内の各部門が諸規程に準拠して業務を遂行することによって、リスク対策を実施しております。あわせて経営環境の変化に対応した迅速な経営の意思決定及び経営の健全性向上を図ることによって株主価値を高めることを、経営上の最も重要な課題の一つとして認識しており、以下の体制をとっております。

② 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置するとともに、業務をモニタリングする役割として内部監査担当を設置しており、これらの機関の相互連携によって適切な経営を図る体制を構築しております。事業内容や事業規模を勘案し、迅速な意思決定と業務執行による経営の効率性、適正な監督及び監視を可能とする経営体制と判断し、監査役会制度を採用しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は必要な場合に迅速な意思決定ができるよう、月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、適宜発言しております。監査役は、毎期監査計画を立案し、監査計画に基づく監査を行うとともに、毎月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

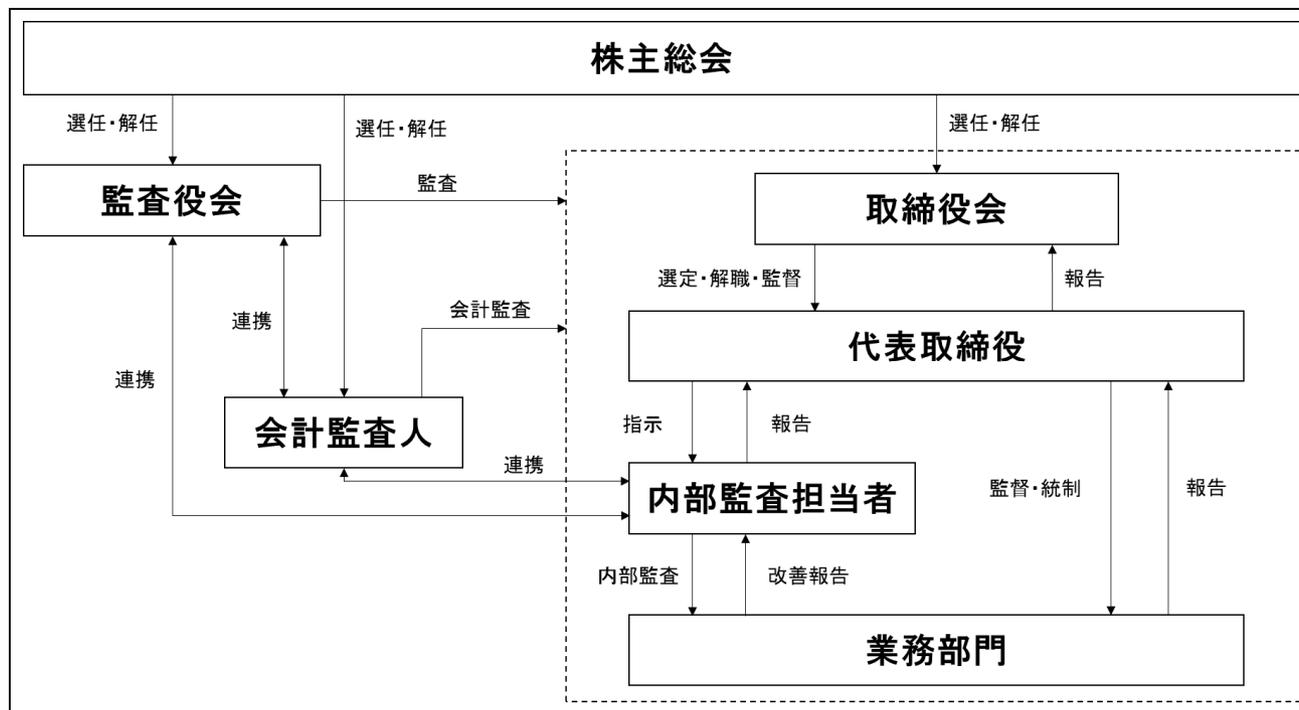
また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に意見交換を行うことにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

c. 内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役より任命された内部監査担当者2名が内部監査を実施しております。内部監査担当者は自己監査とならないよう自己が所属する部署以外の監査を行っております。

d. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会決議により「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、被監査部門から独立した内部監査担当者が内部監査規程に基づき、業務監査を実施しております。内部監査担当者は、当社の業務部門の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、監査の結果報告を代表取締役に行い、各部門へ監査結果の報告、改善事項の指摘及び指導等も行っております。

監査役監査については、監査役監査規程に基づき実施計画を立案しております。監査計画に基づく監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席や重要書類の閲覧、事業部門へのヒアリング等を通じて取締役の業務執行と会社経営の適法性等を監査しております。

内部監査担当者及び監査役会は効果的かつ効率的な監査のため、定期的コミュニケーションを図っております。また、会計監査人との間で意見交換を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

④ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しております。同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 指定有限責任社員 業務執行社員 新居伸浩
 指定有限責任社員 業務執行社員 善方正義
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 4名
 その他 3名

⑤ 社外取締役及び社外監査役について

当社は社外取締役を2名、社外監査役を3名選任しており、社外監査役は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。

社外取締役及び社外監査役について、独自の独立性判断基準を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準を参考にしております。経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性を有していると判断した人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役 安藤一郎氏は新株予約権100個を保有し、当社の取引先企業である株式会社江戸一の代表取締役を兼務しておりますが、その他に当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。当社は株式会社江戸一との間にコンサルティングに関する取引があるものの、平成29年10月期における取引額は1,000万円未満であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、当該取引については同氏が直接関与したものではありません。

社外取締役 若杉忠弘氏は新株予約権10個を保有しておりますが、当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役 安藤一郎氏は、組織経営に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の組織経営に活かすことが期待できることから、適任と判断しております。

社外取締役 若杉忠弘氏は、コンサルティングビジネス及び教育に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の組織経営に活かすことが期待できることから、適任と判断しております。

社外監査役 細田和典氏は新株予約権40個、社外監査役 渡辺喜宏氏は新株予約権10個を保有しておりますが、当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役 大毅氏との間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役 細田和典氏は、コンサルティングビジネス及びコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、適任と判断しております。

社外監査役 渡辺喜宏氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、適任と判断しております。

社外監査役 大毅氏は、法務に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、適任と判断しております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理体制を構築し、コンプライアンス違反を防止するために、リスク管理規程を整備するとともにその適正な運用に努めております。経営を取り巻く各種リスクについては、代表取締役を中心として、各部門責任者がモニタリングし、特に重要なリスク事項については取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	59,666	48,000	—	11,666	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	875	875	—	—	1
社外監査役	6,975	6,975	—	—	2

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額
該当事項はありません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で定められた報酬限度額内において、取締役会又は監査役会に一任し、決定しております。

⑧ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款で定めております。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑬ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能にするためであります。

⑭ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 取締役、監査役の責任免除

当社は取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,000	500	10,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場のための財務調査及び制度調査業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）及び当事業年度（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年11月1日から平成30年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するため、監査法人等が主催するセミナー等への参加及び会計専門紙の定期購読等を行い、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	248,439	564,212
売掛金	64,192	91,821
仕掛品	—	254
貯蔵品	—	265
前払費用	5,398	7,845
繰延税金資産	7,483	11,788
その他	780	1,189
流動資産合計	326,294	677,376
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	34,356	34,356
減価償却累計額	△11,660	△14,672
建物附属設備（純額）	22,696	19,683
工具、器具及び備品	2,823	2,823
減価償却累計額	△2,052	△2,363
工具、器具及び備品（純額）	770	460
有形固定資産合計	23,466	20,143
無形固定資産		
ソフトウェア	348	4,495
無形固定資産合計	348	4,495
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期貸付金	160	100
長期前払費用	871	494
繰延税金資産	3,121	3,601
敷金及び保証金	18,276	18,176
投資その他の資産合計	22,459	22,401
固定資産合計	46,274	47,040
資産合計	372,569	724,417

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,661	25,425
短期借入金	30,000	—
1年内償還予定の社債	16,000	16,000
1年内返済予定の長期借入金	2,856	2,856
未払金	23,867	59,197
未払費用	45,962	91,871
未払法人税等	2,798	87,109
未払消費税等	8,882	34,279
前受金	15,672	7,068
預り金	2,389	2,348
流動負債合計	155,090	326,156
固定負債		
社債	34,000	18,000
長期借入金	14,526	11,670
資産除去債務	21,360	21,592
固定負債合計	69,886	51,262
負債合計	224,976	377,418
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	137,592	336,334
利益剰余金合計	137,592	336,334
株主資本合計	147,592	346,334
新株予約権	—	664
純資産合計	147,592	346,998
負債純資産合計	372,569	724,417

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成30年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	739,384
売掛金	175,949
仕掛品	2,195
貯蔵品	329
その他	27,048
流動資産合計	944,907
固定資産	
有形固定資産	33,125
無形固定資産	4,127
投資その他の資産	45,687
固定資産合計	82,940
資産合計	1,027,848
負債の部	
流動負債	
買掛金	2,067
1年内償還予定の社債	16,000
未払金	44,914
未払費用	67,558
未払法人税等	135,511
その他	54,136
流動負債合計	320,187
固定負債	
社債	10,000
資産除去債務	28,885
固定負債合計	38,885
負債合計	359,073
純資産の部	
株主資本	
資本金	44,000
資本剰余金	34,000
利益剰余金	590,110
株主資本合計	668,110
新株予約権	664
純資産合計	668,774
負債純資産合計	1,027,848

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
売上高	515,380	1,013,702
売上原価	249,170	297,439
売上総利益	266,209	716,262
販売費及び一般管理費	※ 222,448	※ 442,162
営業利益	43,760	274,099
営業外収益		
受取利息	87	10
助成金収入	2,519	5,581
執筆及び講演料	823	—
その他	188	698
営業外収益合計	3,619	6,290
営業外費用		
支払利息	508	344
社債発行費	1,129	—
為替差損	—	607
その他	0	60
営業外費用合計	1,638	1,012
経常利益	45,741	279,377
特別利益		
事業譲渡益	—	8,000
特別利益合計	—	8,000
税引前当期純利益	45,741	287,377
法人税、住民税及び事業税	12,576	93,420
法人税等調整額	110	△4,784
法人税等合計	12,687	88,636
当期純利益	33,053	198,741

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)		当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		134,294	53.9	177,576	59.7
II 外注費		67,749	27.2	76,784	25.8
III 経費		47,126	18.9	43,079	14.5
売上原価合計		249,170	100.0	297,439	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)
売上高	804,382
売上原価	158,101
売上総利益	646,281
販売費及び一般管理費	※ 258,304
営業利益	387,976
営業外収益	
受取利息	2
助成金収入	1,500
執筆及び講演料	102
営業外収益合計	1,604
営業外費用	
支払利息	79
営業外費用合計	79
経常利益	389,501
特別利益	
固定資産売却益	30
特別利益合計	30
特別損失	
固定資産除却損	244
特別損失合計	244
税引前四半期純利益	389,287
法人税等	135,511
四半期純利益	253,776

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	104,538	104,538	114,538	114,538
当期変動額					
当期純利益		33,053	33,053	33,053	33,053
当期変動額合計	—	33,053	33,053	33,053	33,053
当期末残高	10,000	137,592	137,592	147,592	147,592

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計		
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	10,000	137,592	137,592	147,592	—	147,592
当期変動額						
当期純利益		198,741	198,741	198,741		198,741
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					664	664
当期変動額合計	—	198,741	198,741	198,741	664	199,406
当期末残高	10,000	336,334	336,334	346,334	664	346,998

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	45,741	287,377
減価償却費	3,871	3,649
受取利息	△87	△10
支払利息	508	344
為替差損益 (△は益)	—	607
事業譲渡損益 (△は益)	—	△8,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△21,593	△27,628
たな卸資産の増減額 (△は増加)	—	△519
社債発行費	1,129	—
買掛金の増減額 (△は減少)	6,661	18,763
未払金の増減額 (△は減少)	△25,031	34,718
未払費用の増減額 (△は減少)	20,914	45,909
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,309	25,397
前受金の増減額 (△は減少)	△25,810	△8,603
その他	△4,042	△2,254
小計	△45	369,749
利息の受取額	217	10
利息の支払額	△548	△316
法人税等の支払額	△21,366	△9,108
営業活動によるキャッシュ・フロー	△21,743	360,333
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	—	△3,862
貸付金の回収による収入	7,000	—
事業譲渡による収入	—	8,000
その他	△132	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,868	4,237
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	30,000	—
短期借入金の返済による支出	—	△30,000
社債の発行による収入	48,870	—
社債の償還による支出	—	△16,000
長期借入れによる収入	20,000	—
長期借入金の返済による支出	△2,618	△2,856
新株予約権の発行による収入	—	664
その他	△702	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	95,549	△48,191
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△607
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	80,673	315,772
現金及び現金同等物の期首残高	167,765	248,439
現金及び現金同等物の期末残高	※ 248,439	※ 564,212

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		389,287
減価償却費		1,936
受取利息		△2
支払利息		79
固定資産売却損益 (△は益)		△30
固定資産除却損		244
売上債権の増減額 (△は増加)		△84,128
たな卸資産の増減額 (△は増加)		△2,005
買掛金の増減額 (△は減少)		△23,357
未払金の増減額 (△は減少)		△21,411
未払費用の増減額 (△は減少)		△24,312
未払消費税等の増減額 (△は減少)		2,125
前受金の増減額 (△は減少)		4,322
その他		△1,302
小計		241,445
利息の受取額		2
利息の支払額		△67
法人税等の支払額		△87,110
営業活動によるキャッシュ・フロー		154,270
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入		32
無形固定資産の取得による支出		△1,092
貸付金の回収による収入		100
敷金の差入による支出		△23,613
投資活動によるキャッシュ・フロー		△24,572
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出		△14,526
社債の償還による支出		△8,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入		68,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		45,474
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		175,172
現金及び現金同等物の期首残高		564,212
現金及び現金同等物の四半期末残高		※ 739,384

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年～18年

工具、器具及び備品 5年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年～18年

工具、器具及び備品 5年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11%、当事業年度17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89%、当事業年度83%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
役員報酬	25,750千円	55,850千円
給料及び手当	60,636	82,899
支払報酬	17,018	52,914
減価償却費	2,995	2,717

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権 (平成27年10月1日発行) (注)	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	

(注) 第1回新株予約権は、ストック・オプションとして付与されたものであります。また、ストック・オプションとしての新株予約権の内容につきましては、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権 （平成27年10月1日発行） （注）1	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権 （平成29年8月29日発行） （注）1. 2.	—	—	—	—	—	—
第3回新株予約権 （平成29年10月28日発行） （注）1. 2.	—	—	—	—	—	664
合計		—	—	—	—	664

（注）1. 第1回、第2回及び第3回新株予約権は、ストック・オプションとして付与されたものであります。また、ストック・オプションとしての新株予約権の内容につきましては、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

2. 第2回及び第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）	当事業年度 （自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）
現金及び預金勘定	248,439千円	564,212千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	248,439千円	564,212千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、必要な資金については、必要に応じて銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等並びに未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金、社債は、事業活動に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後6年1か月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引相手ごとに回収期日や残高を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金、社債については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、管理本部が資金繰りの的確な把握を行うとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	248,439	248,439	—
(2) 売掛金	64,192	64,192	—
資産計	312,631	312,631	—
(1) 買掛金	6,661	6,661	—
(2) 短期借入金	30,000	30,000	—
(3) 未払金	23,867	23,867	—
(4) 未払費用	45,962	45,962	—
(5) 未払法人税等	2,798	2,798	—
(6) 未払消費税等	8,882	8,882	—
(7) 社債（1年内償還予定を含む）	50,000	50,067	67
(8) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	17,382	17,382	—
負債計	185,553	185,620	67

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債（1年内償還予定を含む）

社債の時価は、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利による長期借入金の時価については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	248,439	—	—	—
売掛金	64,192	—	—	—
合計	312,631	—	—	—

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	16,000	16,000	18,000	—	—	—
長期借入金	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	3,102
合計	18,856	18,856	20,856	2,856	2,856	3,102

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、必要な資金については、必要に応じて銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等並びに未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金、社債は、事業活動に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年1か月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに回収期日や残高を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金、社債については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、管理本部が資金繰りの的確な把握を行うとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	564,212	564,212	—
(2) 売掛金	91,821	91,821	—
資産計	656,033	656,033	—
(1) 買掛金	25,425	25,425	—
(2) 未払金	59,197	59,197	—
(3) 未払費用	91,871	91,871	—
(4) 未払法人税等	87,109	87,109	—
(5) 未払消費税等	34,279	34,279	—
(6) 社債（1年内償還予定を含む）	34,000	33,971	△28
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	14,526	14,526	—
負債計	346,409	346,380	△28

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（1年内償還予定を含む）

社債の時価は、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利による長期借入金の時価については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	564,122	—	—	—
売掛金	91,821	—	—	—
合計	655,943	—	—	—

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	16,000	18,000	—	—	—	—
長期借入金	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	246
合計	18,856	20,856	2,856	2,856	2,856	246

(有価証券関係)

前事業年度 (平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成29年10月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成29年10月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,000,000株
付与日	平成27年10月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年10月1日 至 平成47年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年3月31日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	1,000,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	1,000,000

(注) 平成30年3月31日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	
権利行使価格	(円)	68
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 平成30年3月31日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|---|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | — |
| ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | — |

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社の取締役 1名 当社の従業員 51名	当社の取締役 1名 当社の監査役 2名 当社のパートナー 4名 当社のアドバイザー 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,000,000株	普通株式 99,700株	普通株式 24,600株
付与日	平成27年10月1日	平成29年8月29日	平成29年10月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	（注）2	（注）3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年10月1日 至 平成47年9月30日	自 平成31年8月18日 至 平成39年8月17日	自 平成31年2月1日 至 平成39年10月20日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年3月31日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. 平成30年10月期乃至平成32年10月期のいずれかの事業年度の当社の営業利益が400百万円を超過した場合、新株予約権者は付与された全ての新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員又はパートナー、アドバイザーであることを要しないものとする。ただし、本新株予約権を保有することが適切でない取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	99,700	24,600
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	99,700	24,600
権利確定後 (株)			
前事業年度末	1,000,000	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	1,000,000	—	—

(注) 平成30年3月31日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	68	269	269
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成30年3月31日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産法及びP E R法の折衷法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額	—
② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年10月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年10月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	141千円
未払費用	2,033
資産除去債務	7,390
その他	5,766
繰延税金資産合計	15,332
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,727
繰延税金負債合計	△4,727
繰延税金資産純額	10,605

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年10月31日)
法定実効税率	35.36%
(調整)	
法人税額特別控除	△4.00
軽減税率適用による影響	△3.56
住民税均等割	0.36
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.41
その他	△0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.74

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.36%から、回収または支払いが見込まれる期間が平成28年11月1日から平成29年10月31日までのものは34.81%、平成29年11月1日から平成30年10月31日までのものは34.59%、平成30年11月1日以降のものについては34.60%にそれぞれ変更されております。この税率変更に伴う影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年10月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年10月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	9,245千円
未払費用	2,501
資産除去債務	7,470
その他	270
繰延税金資産合計	19,488
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,098
繰延税金負債合計	△4,098
繰延税金資産純額	15,389

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年10月31日)
法定実効税率	34.81%
(調整)	
法人税額特別控除	△4.65
軽減税率適用による影響	△0.55
住民税均等割	0.07
役員賞与の損金不算入	1.52
その他	△0.35
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.84

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年と見積り、1.083%の割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
期首残高	21,131千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	228千円
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額 (△は減少)	—
期末残高	21,360千円

当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年と見積り、1.083%の割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
期首残高	21,360千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	231千円
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額 (△は減少)	—
期末残高	21,592千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ	116,388	コンサルティング事業
マックスバリュ東海株式会社	88,551	コンサルティング事業
株式会社コジマ	51,846	コンサルティング事業

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
HITOWAホールディングス株式会社	123,180	コンサルティング事業
株式会社キタムラ	106,990	コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	佐谷進	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接65	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)2	47,382	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社銀行借入に対する被債務保証の取引金額につきましては、期末被保証残高を記載しております。なお、保証料等の支払は行っておりません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	佐谷進	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接65	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)2	14,526	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社銀行借入に対する被債務保証の取引金額につきましては、期末被保証残高を記載しております。なお、保証料等の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
1株当たり純資産額	147円59銭	346円33銭
1株当たり当期純利益金額	33円05銭	198円74銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
当期純利益金額 (千円)	33,053	198,741
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	33,053	198,741
期中平均株式数 (株)	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数1,000個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類 (新株予約権の数2,243個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	147,592	346,998
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	664
(うち新株予約権 (千円))	—	(664)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	147,592	346,334
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	1,000,000	1,000,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議に基づき、平成30年3月31日付をもって株式分割を行っております。また、平成30年3月16日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000株
今回の株式分割により増加する株式数	999,000株
株式分割後の発行済株式総数	1,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年3月31日

3. 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

4. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(新株予約権の行使による新株の発行)

平成30年4月24日に、第1回新株予約権1,000個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

1. 発行した株式の種類及び数	普通株式	1,000,000株
2. 発行した株式の発行価額	1株につき	68円
3. 発行価額の総額		68,000千円
4. 資本組入額	1株につき	34円

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)
給料及び手当	54,426千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)
現金及び預金勘定	739,384千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	739,384

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

新株予約権の行使による新株発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ34,000千円増加しております。

この結果、当第2四半期会計期間末において資本金は44,000千円、資本剰余金は34,000千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	244円33銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	253,776
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	253,776
普通株式の期中平均株式数(株)	1,038,674
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権の行使 (平成30年4月24日) 第1回新株予約権 新株予約権の数 1,000個 普通株式 1,000,000株

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	34,356	—	—	34,356	14,672	3,012	19,683
工具、器具及び備品	2,823	—	—	2,823	2,363	310	460
有形固定資産計	37,179	—	—	37,179	17,035	3,322	20,143
無形固定資産							
ソフトウェア	360	4,474	—	4,834	338	326	4,495
無形固定資産計	360	4,474	—	4,834	338	326	4,495
長期前払費用	1,602	—	—	1,602	1,108	377	494

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア CRMソフト 3,700千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成28年9月30日	50,000 (16,000)	34,000 (16,000)	0.11	無担保社債	平成31年9月30日
合計	—	50,000 (16,000)	34,000 (16,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
16,000	18,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	—	1.03	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,856	2,856	1.04	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	14,526	11,670	1.04	平成34年11月30日
合計	47,382	14,526	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,856	2,856	2,856	2,856

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	89
預金	
普通預金	564,122
小計	564,122
合計	564,212

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
マックスバリュ東海 (株)	29,635
(株) リコー	7,825
(株) フレンドリー	5,813
(株) テイクアンドグウィ・ニーズ	4,562
(学) 福岡大学	4,189
その他	39,794
合計	91,821

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{(B)}$ 365
64,192	1,088,011	1,060,382	91,821	92.0	26.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

品目	金額 (千円)
コンサルティング案件	254
合計	254

④ 貯蔵品

区分	金額 (千円)
貯蔵品	
消耗品	265
合計	265

⑤ 買掛金

相手先	金額 (千円)
(株) アイ・シー・ラボ	14,883
アーツアンドクラフツ (株)	6,480
(株) ワークスタイルラボ	4,062
合計	25,425

⑥ 未払金

相手先	金額 (千円)
サクシード・パートナーズ (株)	11,200
西村あさひ法律事務所	6,480
(株) ニュースピックス	5,940
その他	35,577
合計	59,197

⑦ 未払費用

相手先	金額 (千円)
賞与	56,008
給与	24,735
社会保険料	11,127
合計	91,871

⑧ 未払法人税等

相手先	金額 (千円)
法人税	52,033
住民税	26,728
事業税	8,346
合計	87,109

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り（注）2. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1. 無料（注）2.
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.prored-p.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
- （注）2. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うことから、当該事項はなくなる予定です。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取扱います。
- （注）3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 10月27日	佐谷 進	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	株式会社SHINKインベストメント 代表取締役 佐谷 進	東京都港区 芝公園1-1-8	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	1,000	31,000,000 (31,000) (注) 5.8.	所有者の事情による新株予約権の譲渡
平成28年 10月27日	山本 卓司	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	株式会社カプセルコーポレーション 代表取締役 山本 卓司	東京都港区 芝浦4-22-1	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	80	7,920,000 (99,000) (注) 4.8.	所有者の事情による株式の譲渡
平成29年 10月27日	佐谷 進	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	株式会社SHINKインベストメント 代表取締役 佐谷 進	東京都港区 芝公園1-1-8	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	200	53,702,800 (268,514) (注) 6.8.	所有者の事情による株式の譲渡
平成29年 10月27日	山本 卓司	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	株式会社カプセルコーポレーション 代表取締役 山本 卓司	東京都港区 芝浦4-22-1	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	100	26,851,400 (268,514) (注) 6.8.	所有者の事情による株式の譲渡
平成30年 4月24日	-	-	-	株式会社SHINKインベストメント 代表取締役 佐谷 進	東京都港区 芝公園1-1-8	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	1,000,000	68,000,000 (68) (注) 7.9.	新株予約権の行使

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年11月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合には、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、純資産法により算出した価格であります。
5. 移動価格は、純資産法により算出した価格と新株予約権の行使価額との差額であります。
6. 移動価格は、純資産法により算出した価格と類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
7. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
8. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。上記移動株数及び価格（単価）は当該株式分割前の移動株数及び価格（単価）を記載しております。
9. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。上記移動株数及び価格（単価）は当該株式分割後の移動株数及び価格（単価）を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成29年8月29日	平成29年10月28日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 99.7株 (注) 7	普通株式 24.6株 (注) 7
発行価格	268,514円 (注) 4、7	295,514円 (注) 5、7
資本組入額	134,257円 (注) 7	147,757円 (注) 7
発行価額の総額	26,770,845円	7,269,644円
資本組入額の総額	13,385,423円	3,634,822円
発行方法	平成29年8月17日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っています。	平成29年9月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っています。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年10月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産法により算出した価格と類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
 5. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産法により算出した価格と類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定した行使価額に、モンテカルロ・シミュレーションにより算定された権利価格を加算して決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	268,514円（注）7	268,514円（注）7
行使期間	平成31年8月18日から 平成39年8月17日まで	平成31年2月1日から 平成39年10月20日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

7. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権① 平成29年8月17日臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
遠藤 昌矢	東京都世田谷区	会社役員	40.0	10,740,560 (268,514)	特別利害関係者等 (当社取締役)
佐伯 真也	神奈川県横浜市港北区	会社員	4.0	1,074,056 (268,514)	当社従業員
栗屋 友博	東京都渋谷区	会社員	3.0	805,542 (268,514)	当社従業員
松井 洋介	神奈川県川崎市中原区	会社員	2.5	671,285 (268,514)	当社従業員
山本 剛	千葉県印西市	会社員	2.5	671,285 (268,514)	当社従業員
上戸 勇樹	神奈川県横浜市緑区	会社員	2.5	671,285 (268,514)	当社従業員
宮内 潤	東京都港区	会社員	2.0	537,028 (268,514)	当社従業員
堀江 慶子	東京都北区	会社員	2.0	537,028 (268,514)	当社従業員
長嶺 洋人	東京都調布市	会社員	2.0	537,028 (268,514)	当社従業員
宇野澤 将行	東京都板橋区	会社員	2.0	537,028 (268,514)	当社従業員
土谷 健	愛知県名古屋市千種区	会社員	2.0	537,028 (268,514)	当社従業員
山口 亮	東京都武蔵野市	会社員	1.5	402,771 (268,514)	当社従業員
浅野 尚之	神奈川県横浜市都筑区	会社員	1.5	402,771 (268,514)	当社従業員
小澤 善文	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	1.5	402,771 (268,514)	当社従業員
中澤 朋美	東京都港区	会社員	1.5	402,771 (268,514)	当社従業員
西川 幸紀	愛知県岡崎市	会社員	1.5	402,771 (268,514)	当社従業員

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)33名、割当株式の総数21.8株に関する記載は省略しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては、記載しておりません。
3. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

新株予約権② 平成29年9月14日臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
安藤 一郎	東京都杉並区	会社役員	10.0	2,955,140 (295,514)	特別利害関係者等 (当社取締役)
大谷 眞五	大阪府豊中市	会社役員	6.0	1,773,084 (295,514)	当社の社外協力者
細田 和典	東京都渋谷区	会社役員	4.0	1,182,056 (295,514)	特別利害関係者等 (当社監査役)
八木 惣一郎	東京都渋谷区	会社役員	1.0	295,514 (295,514)	当社の社外協力者
若杉 忠弘	東京都新宿区	会社役員	1.0	295,514 (295,514)	当社の社外協力者
渡辺 喜宏	東京都大田区	会社役員	1.0	295,514 (295,514)	特別利害関係者等 (当社監査役)
江崎 弘明	兵庫県芦屋市	会社役員	0.4	118,205 (295,514)	当社の社外協力者
中田 康雄	東京都渋谷区	会社役員	0.4	118,205 (295,514)	当社の社外協力者
藤原 隆博	東京都中央区	会社役員	0.4	118,205 (295,514)	当社の社外協力者
森 雅之	徳島県徳島市	会社役員	0.4	118,205 (295,514)	当社の社外協力者

(注) 1. 若杉忠弘は、平成29年12月15日付で当社取締役を選任されております。

2. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社SHINKインベストメント (注) 1. 3.	東京都港区浜松町2-2-15	1,200,000	56.65
佐谷 進 (注) 1. 2.	東京都港区	450,000	21.24
株式会社カプセルコーポレーション (注) 1. 3.	東京都港区芝浦4-22-1	180,000	8.50
山本 卓司 (注) 1. 4.	東京都港区	170,000	8.02
遠藤 昌矢 (注) 4.	東京都世田谷区	40,000 (40,000)	1.89 (1.89)
安藤 一郎 (注) 4.	東京都杉並区	10,000 (10,000)	0.47 (0.47)
大谷 眞五	大阪府豊中市	6,000 (6,000)	0.28 (0.28)
佐伯 真也 (注) 6.	神奈川県横浜市港北区	4,000 (4,000)	0.19 (0.19)
細田 和典 (注) 5.	東京都渋谷区	4,000 (4,000)	0.19 (0.19)
栗屋 友博 (注) 6.	東京都渋谷区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
松井 洋介 (注) 6.	神奈川県川崎市中原区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
山本 剛 (注) 6.	千葉県印西市	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
上戸 勇樹 (注) 6.	神奈川県横浜市緑区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
宮内 潤 (注) 6.	東京都港区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
堀江 慶子 (注) 6.	東京都北区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
長嶺 洋人 (注) 6.	東京都調布市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
宇野澤 将行 (注) 6.	東京都板橋区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
土谷 健 (注) 6.	愛知県名古屋市千種区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
山口 亮 (注) 6.	東京都武蔵野市	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
浅野 尚之 (注) 6.	神奈川県横浜市都筑区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
小澤 善文 (注) 6.	埼玉県さいたま市浦和区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
梅田 朋美 (注) 6.	東京都港区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
西川 幸紀 (注) 6.	愛知県岡崎市	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
所有株式数 1,000株 14名	—	14,000 (14,000)	0.66 (0.66)
所有株式数 600株 12名	—	7,200 (7,200)	0.34 (0.34)
所有株式数 400株 12名	—	4,800 (4,800)	0.23 (0.23)
所有株式数 200株 2名	—	400 (400)	0.02 (0.02)
計	—	2,118,400 (118,400)	100.00 (5.59)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
5. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
6. 当社の従業員
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
8. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

株式会社プロレド・パートナーズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロレド・パートナーズの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロレド・パートナーズの平成28年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

株式会社プロレド・パートナーズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロレド・パートナーズの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロレド・パートナーズの平成29年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年6月14日

株式会社プロレド・パートナーズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新居 伸浩 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロレド・パートナーズの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年11月1日から平成30年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プロレド・パートナーズの平成30年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

